

報道発表資料の配付日時 7月5日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道森林審議会委員の公募について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道では、この度「北海道森林審議会」の新たな委員を公募します。</p> <p>①公募人数：若干名</p> <p>②委員の任期：令和元年12月～令和3年12月（2年間）</p> <p>③応募方法：「暮らしのなかの木材・木製品について」 をテーマにした小論文（1,000字）と所定の応募用紙を提出</p> <p>④応募期間：令和元年7月8日（月）～令和元年8月9日（金） ※その他詳細については、別添「応募要領」を参照してください。</p> <p>「応募要領」「応募用紙」は、道庁、各（総合）振興局の林務課及び森林室に備え置くほか、道庁ホームページにも掲載しています。</p> <p>『北海道森林審議会』は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第68条の規定に基づき設置されている知事の附属機関で、幅広い分野から選ばれた委員により、森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議を行います。</p>		
参考			

報道（取材） に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	林政記者クラブ

担当 (連絡先)	水産林務部総務課 林務企画グループ（担当者：成澤） TEL ダイヤルイン 011-204-5458 内線 28-154		
-------------	---	--	--

北海道森林審議会委員の公募のお知らせ

○ 北海道では、林務施策に道民の皆様の声を反映させるため、「北海道森林審議会」の委員を募集します。

※「北海道森林審議会」は森林法第68条の規定に基づき、法令に基づく事項の処理を行うほか、北海道の森林づくりに関して幅広く意見を伺うために設置しています。現在15名の委員で構成されておりますが、本年12月に委員の任期が満了となります。

<応募要領>

応募資格	次のすべての条件を満たす方 ① 北海道内に居住する満20歳以上の女性（令和元年12月1日現在） ② 森林づくりについて関心を持ち、審議会に出席できる方（年数回、札幌市内を予定） ③ 国又は、地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）以外の方
公募人員	若干名
委員の任期	令和元年12月から令和3年12月まで（任命の日から2年間）
応募方法	<p>提出書類</p> <p>① 応募用紙 「応募用紙」に必要事項を記入してください</p> <p>② 小論文 次のテーマについて、1,000字以内にまとめてください</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">テーマ 【 暮らしのなかの木材・木製品について 】</p> <p>※日常の暮らしのなかで、木材・木製品の利用を促進するために、どのような取組が必要か、あなたの経験などに基づき、意見をまとめてください。</p> <p>※「応募用紙」は、各（総合）振興局の林務課及び森林室などに備え付けてあります。また、道庁のホームページからもダウンロードできます（PDF、Word）。 ※「小論文」は、400字詰原稿用紙を使用するか、A4版用紙1枚につき400字程度で作成してください。なお、電子メールで提出する場合は、「Word」により作成してください。</p>
応募期間	令和元年7月8日（月）～令和元年8月9日（金）
提出方法	道庁水産林務部総務課林務企画グループへ、郵便又は電子メールで送付してください
選考	<p>選考委員会において、提出された書類及び面接により選考します。</p> <p>（1）一次選考（書類） 小論文並びに応募用紙記載内容（年齢・活動内容など）により、二次選考対象者を選考します。</p> <p>（2）二次選考（面接） 原則として、道庁において実施します。面接で来庁される際の費用は応募者負担とさせていただきます。</p> <p>一次選考、二次選考の結果につきましては、後日、応募者にお知らせします。</p>
委員の仕事	道で選任した他の委員とともに、「知事の諮問に応じ、森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議」を行います。
報酬等	審議会に出席した場合は、報酬及び旅費をお支払いします。

お問い合わせ先・提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部総務課林務企画グループ
電話番号 011-231-4111 内線28-171
E-mail suirin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp

（参考）過去の審議会の開催状況等については、道庁ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kos/r-g/r-shingikai/r-shingikai.htm>)

北海道森林審議会の開催状況等

「北海道森林審議会」の概要

- ◇設置根拠 森林法第68条
- ◇組織
 - (1) 委員人数 15名以内
 - (2) 任 命 学識・経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命
 - (3) 任 期 2年
 - (4) 部 会 政令の規定に基づき部会(林地保全部会)を設置
- ◇主な所掌事項 森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議

開催状況

本審議会における過去2年間の審議内容は以下のとおりです。現委員の任期は平成29年12月9日から令和元年(2019年)12月8日までとなっております。

- | | |
|---|--|
| ▽ 平成29年8月3日
<主な議題>
○ 今後の林務施策の展開方向について | ▽ 平成29年12月18日
<主な議題>
○ 地域森林計画の樹立及び変更について |
|---|--|

- | | |
|---|--|
| ▽ 平成30年8月3日
<主な議題>
○ 今後の林務施策の展開方向について | ▽ 平成30年12月17日
<主な議題>
○ 地域森林計画の樹立及び変更について |
|---|--|

■□■□■□■□■□■□■□ ■□■□■□■□■□■□■□■□

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 阿部 徹 | 北海道林業協会 会長 |
| 井上 久男 | 置戸町 町長 |
| 兼子 公博 | 北海道地方森林・林業・木材関連産業労働組合連合会 執行委員長 |
| 北川 裕美子 | 旭川市役所経済観光部旭山動物園 嘱託職員 |
| 小泉 章夫 | 北海道大学大学院農学研究院 元教授 |
| 鷹嘴 充子 | (株)吉岡建設 代表取締役 |
| 中田 博文 | 中田木材工業(株) 代表取締役 |
| 永野 仁 | 栄林会 理事長 |
| 西川 栄明 | 木育ファミリー 運営委員 |
| 早川 陽子 | 早川陽子設計室 主宰 |
| 新島 俊哉 | 北海道森林管理局 局長 |
| 前田 あやの | (株)北海道ポットラック 代表取締役 |
| 松永 秀司 | (株)サトウ 代表取締役 |
| 山口 加津子 | 北海道漁業協同組合女性部連絡協議会 副会長 |
| 吉田 和正 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所 支所長 |

(15名)

